

各都道府県こども政策担当部局
各政令指定都市こども政策担当部局 御中

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付

新たな教育振興基本計画の策定について（周知）

平素より、こども施策の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

6月16日に、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に基づく、新たな教育振興基本計画が閣議決定されたことを受け、別添1のとおり文部科学省より各都道府県教育委員会教育長等に対し通知が発出されました。本件について、別添2のとおり各都道府県・政令指定都市こども政策担当部局への周知依頼がありましたので、周知いたします。

教育振興基本計画においては、今後の教育政策に関する基本的な方針の一つとして、こども政策との連携が示されるとともに、同通知においては、こども基本法（令和4年法律第77条）第11条に規定されているこども施策に対するこども等の意見の反映に関する留意点も記載されています。

<以下、関係部分抜粋>

○教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

II 今後の教育政策に関する基本的な方針

（5つの基本的な方針）

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

（こども政策との連携）

○令和5年4月に施行されたこども基本法において、こども施策の基本理念や基本となる事項が定められるとともに、こども施策を総合的に推進するためのこども大綱を定めることとされている。子供の健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携²¹することが重要であり、教育振興基本計画の推進に当たっては、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携を図りながら取り組む必要がある。

○新たな教育振興基本計画の作成について（通知）（令和5年6月16日付け5文科教第518号）

各地方公共団体における地方計画や大綱の策定（※1）に当たっては、

- ・こども基本法（令和4年法律第77号）第11条に基づき、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を聴取し反映させるために必要な措置を講じる必要があること

- ・その際、各地方公共団体におけるこども政策担当部局とも連携し対応することが重要であること
- ・具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきかなどについては、地域の実情や策定を予定している計画の内容等に応じて判断されたいことに御留意願います。

各都道府県、政令指定都市こども政策担当部局におかれましては、御承知おきいただくとともに、教育委員会及び関係部局とも連携の上、こども基本法に基づき、こどもや若者からの意見の反映等を推進いただくようお願いします。

なお、こどもの意見の反映の推進にあたっては、「こどもの意見の政策への反映に関する取組等の周知及び協力依頼について」（令和5年3月24日付け閣副第216号）に記載の「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」（※2）の報告書等の内容も参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、域内の市区町村（政令指定都市を除く。）のこども政策担当部局に対しても本件を周知願います。

（※1） 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項では、地方公共団体において、政府の教育振興基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めること。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3では、地方公共団体の長は、政府の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされています。

（※2） 「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」 https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei_process/report/

（別添1）・新たな教育振興基本計画の策定について（通知）（令和5年6月16日付け5文科教第518号）

（別添2）・新たな教育振興基本計画に係るこども政策担当部局への周知について（依頼）（令和5年6月16日付け事務連絡）

【本件連絡先】

こども家庭庁長官官房

参事官（総合政策担当）付 こども意見係

TEL:03-6859-0055

mail: sougouseisaku.kodomoiken@cfa.go.jp